

○電子記録債権法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 覧

・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成十八・六・三法六二）本則一〇条（平成一九・六・二までに施行）

（定義）

第一条①―③ 略

④ この法律において、債権記録とは、発生記録により発生する電子記録債権又は電子記録債権から第四十三条第一項に規定する分割をする電子記録債権とに作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）をいう。

⑤―⑨ 略

（電子債権記録機関による電子記録）

第七条① 略

② 電子債権記録機関は、第五十一条第五号に規定する業務規程（以下この章において単に「業務規程」という。）の定めるところにより、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数の制限その他の制限をすることができる。この場合において、電子債権記録機関が第十六条第一項第十五号に掲げる事項を債権記録に記録していないときは、何人も、当該業務規程の定め効力を主張することができない。

（電子記録の効力）

第九条① 電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとする。

② 略

（電子記録の訂正等）

第一〇条① 略

② 電子債権記録機関は、第八十六条各号に掲げる期間のうちのいずれかが経過する日までに電子記録が消去されたときは、当該電子記録の回復をしなければならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

③―⑤ 略

（発生記録）

第一六条①（柱書略）

一六 略
七 記録番号（発生記録又は分割記録をする際に一の債権記録ごとに付す番号をいう。以下同じ。）
八 略

② 柱書略

十一 譲渡記録、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をすることができないこととし、又はこれらの電子記録について回数の制限その他の制限をする旨の定めをするときは、その定め
十三、十四 略

十五 電子債権記録機関が第七条第二項の規定により保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数の制限その他の制限をしたときは、その定め
十六 略

③―⑤ 略

第二章

第九節（第四七条の二―第四七条の五（改正により追加）

第九節（略、改正後の第十節）